

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 7 年度 第 7 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和7年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年10月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年10月10日 午後 1時30分 開会
3. 令和7年10月10日 午後 2時33分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	中藤宏和	主事	森下竜輝		
書記	藤代晋太郎	主事	川上隆三		
係長	田村直之				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第28号	農地法第3条の規定による許可申請について		6件	許可
	第29号	農地法第5条の規定による許可申請について		1件	許可
	第30号	農用地利用集積等促進計画の決定について		52件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			6番	小野貫治	
			7番	小物博子	
9	議事の内容				
		令和7年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和7年10月10日(金) 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第7回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。6番小野委員と7番小物委員を指名いたします。</p> <p>議案の審議に入ります前に、本日ご審議いただく案件は議案第28号及び議案第29号でしたが、配布しております議案第30号の「高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を追加し、本日の議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、日程に議案第30号を追加し、議題とすることに決定しました。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第28号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。39番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号39番朗読説明 －</p> <p>39番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地は、田1筆1115㎡です。譲受人の通作距離は、4km以内、耕作面積は11,257㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当たり20万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、3ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 瀬戸川委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請地は1筆ですが、実際には2枚の田に分かれている状態でした。譲渡人の方が体調不良となり、耕作困難となっておりますが、この度譲受人の方が退職され、隣り合った農地を取得されることとなりました。綺麗な状態なので、引き続き耕作されると思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。39番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、39番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、40番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号40番朗読説明 －</p> <p>40番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆699㎡です。譲受人の通作距離は、300m以内、耕作面積は7,292㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が耕作できないため、地元の知人である譲渡人と協議して無償で譲り渡すことになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月8日に担当委員と現地調査を行っ</p>

<p>議 長 瀬戸川委員 議 長</p>	<p>ています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人は10年前くらいに市内へ引っ越してこられています。既にぶどうを耕作されている状態です。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>なしとの声がありました。40番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、40番については許可とすることに決定しました。 次に、41番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号41番朗読説明 －</p> <p>41番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆750㎡です。譲受人の通作距離は、5.2km以内、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り4万9千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 惣田委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 畑の一部はすぐにでも耕作できる状態でした。他は少し荒れていたもので、様子を見ていこうと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>なしとの声がありました。41番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、41番については許可とすることに決定しました。 次に、42番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号42番朗読説明 －</p> <p>42番は、譲受人が、譲渡人から交換により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆455㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は5,864㎡、家族4人中耕作人は4人、対価は無償です。この案件につきましては説明のとおり交換であり、交換する相手方の土地は、備考欄に示している宅地です。交換の理由は、この宅地の上に譲受人の牛舎が建っていることから、権利関係の整理のために譲受人側から譲渡人と交渉し、両者の話し合いで申請地との交換することで話がまとまり、今回の申請に至ったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>

<p>議 長 綱島委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は耕作中で特に問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。42番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、42番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>中藤局長</p>	<p>次に、43番について事務局から説明をお願いします。  <p style="text-align: center;">－ 議案第28号43番朗読説明 －</p> <p>43番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆353㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は5,864㎡、家族4人中耕作人は4人、対価は10アール当り20万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> </p>
<p>議 長 綱島委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地確認したところ、申請農地にはぶどうが植えられていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。43番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、43番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>中藤局長</p>	<p>次に、44番について事務局から説明をお願いします。  <p style="text-align: center;">－ 議案第28号44番朗読説明 －</p> <p>44番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、1筆で面積は720㎡です。畑については、1筆で面積は624㎡で、合計2筆で1,344㎡です。譲受人の通作距離は、5.6km以内、耕作面積は32,594㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は10アール当り14万9千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> </p>
<p>議 長 三村委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>田は耕作中で、畑は草刈りされていきました。譲受人は既に他の農地でも耕作されている状態です。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。44番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、44番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので、14番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第29号14番朗読説明 －</p> <p>14番については、転用者が、設定人の申請農地に賃借権を設定し、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。申請農地は、田6筆1, 437.84㎡の内504.44㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地の10アール当りの賃借料は年10万円です。施設の概要としては、露天資材置場及び露天駐車場504.44㎡です。この案件につきましては、7月の総会で農業振興地域内農用地から除外が適当して決定したものです。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、10月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、9ページから11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 平松委員 議 長 中曾委員 中藤局長 前崎委員 中藤局長 議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地は草刈のみされておりました。うまく利用してもらえんと思えます。周囲に影響はないと思われま。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>賃借権の設定期間はありますか。</p> <p>一時転用の場合は期限を設ける必要がありますが、今回の場合は永年転用で特に設けられておりません。</p> <p>賃借料が無償の場合もあるのですか。</p> <p>ケースバイケースですが、大抵の場合は多少料金が発生するのではないかと思います。</p> <p>他に発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、14番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第30号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から36番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>それでは、追加資料の1ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和7年11月9日、利用権の設定を受ける者は5名、利用権の設定をする者は52名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は262,422㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番から36番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p> <p>それでは、1番から36番について発言をお願いします。</p>

<p>西村委員 伊達委員 議 長</p>	<p>一部の農地について、ほ場整備の償還は終わっているでしょうか。 松山地区は終わっている状態です。 他に発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。1番から36番について採決を採ります。1番から36番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、1番から36番については決定しました。 農業委員会会議規則第18条の規定により、伊達委員の除斥を求めます。 (伊達委員退席)</p>
<p>議 長 藤代書記</p>	<p>次に、37番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>－ 議案書にもとづいて、37番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、37番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。37番について採決を採ります。37番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、37番については決定しました。 伊達委員の除斥を解きます。 (伊達委員着席)</p>
<p>議 長 藤代書記</p>	<p>次に、38番から52番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>－ 議案書にもとづいて、38番から52番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、38番から52番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。38番から52番について採決を採ります。38番から52番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、38番から52番については決定しました。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 － 説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。</p>
	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第7回総会を閉会します。</p>

令和7年10月10日

会 長 土 岐 康 夫

6 番 小 野 貫 治

7 番 小 物 博 子